

子供女性安全対策実施要領の制定について

平成23年6月1日

例規（子女）第19号

この要領は、子供と女性を対象とする性犯罪等が地域住民に与える不安感及び被害者の心身に深刻な影響を与える重大性に鑑み、その前兆とみられる声かけ、つきまとい等が発生した段階でこれに対処し、性犯罪等の未然防止を図る先制・予防的活動について必要な事項を定め、もって子供と女性を性犯罪等の被害から守ることを目的とするものである。